



Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

国 税／7月分源泉所得税の納付 8月10日

国 税／6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

8月31日

国 税／12月決算法人の中間申告 8月31日

国 税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の

中間申告(年3回の場合) 8月31日

国 税／個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日

地方税／個人事業税第1期分の納付

都道府県の条例で定める日

地方税／個人住民税第2期分の納付

市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	.	.



国税庁適格請求書発行事業者公表サイト 受領したインボイスに記載された「登録番号」が取引時点で有効なものかどうかは、国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで確認できます。登録番号で検索すると、法人や個人事業者の主たる屋号・登録・取消・失効年月日、事務所の所在地などが確認でき、データのダウンロードも可能です。



一年金

退職した後の年金制度加入には、以下のケースがあります。

- 8月号——2

ることができません(注2)。

・ 老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしておらず、年金を受給することはできない。

・ 受給資格期間は満たしているが、保険料を納付した月数が少なく満額(40年間保険料納付分)の老齢基礎年金を受給することができない。

また、日本国籍がある20歳以上65歳未満の海外在住者も任意加入することができます。

(注1) 特例措置として、昭和40年4月1日以前に生まれた方で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方は、70歳になるまでの間で受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。

(注2) 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方は、任意加入することができます。

② 手続き等

本人(海外在住の場合は国内在住の協力者を含む)が、住所地の市区町村役場において手続きをします。

(五) 厚生年金保険に任意加入する

① 対象者

厚生年金保険は、70歳未満の者が被保険者となりますが、70歳以上で、老齢年金の受給資格期間(10年)を満たしておらず、事業所に勤めている方は、受給資格期間を満たすまで「高齢任意加入被保険者」として、厚生年金保険に任意加入することができます。

② 手続き等

加入しようとする本人が、事業所の所在地を管轄する年金事務所にて手続きをします。勤務する事業所が厚生年金保険の適用事業所であって、任意加入時に事業主の同意があるときは、保険料は事業主と本人で折半負担となりますが、同意がないときは、全額を本人が負担します。

厚生年金保険の適用事業所ではない場合は、必ず事業主の同意を要し、保険料は、事業主と本人が折半負担となります。

二 医療保険

退職した後の医療保険加入には次のケースがあります。

・ 健康保険の適用事業所に再就職する

・ 健康保険の被保険者の被扶養者になる

・ 任意継続被保険者となる

・ 国民健康保険に加入する

・ 健康保険の適用事業所に再就職する

・ 退職の翌日から健康保険の適用事業所に再就職する場合は、再就職先が健康保険の加入手続きを行います(注)。

(注) 健康保険の被保険者

厚生年金保険と同様の要件を満たすときに被保険者となります。年齢は、75歳未満の方が対象です。前職を退職時に75歳以上の方は、引き続き後期高齢者医療制度の対象者となります。

(二) 健康保険の被保険者の被扶養者になる

① 対象者

健康保険の被保険者の3親等内の親族で、主として被保険者によって生計維持されていることと(年収130万円未満・60歳以上または障害者は180万円未満等の要件あり)、原則として、日本国内に住所を有する者等との要件を満たすときに被扶養者となります(一)(三)①(注1)

参照)。

② 手続き等

被保険者が事業主を経由して医療保険の保険者(協会けんぽ・健康保険組合)に手続きをします。

(三) 任意継続被保険者となる

① 対象者

退職する日までに健康保険の被保険者期間が継続して2か月以上ある場合、申請により退職日の翌日から2年間、引き続き健康保険に加入することができます。

② 手続き等

本人が、退職日の翌日から20日以内に医療保険の保険者に対して手続きをします。協会けんぽの場合、事業所のある都道府県ではなく住所を管轄する都道府県支部に書類を提出する必要があります。

(四) 国民健康保険に加入する

① 対象者

前記(一)(三)以外の方は、国民健康保険に加入します。

② 手続き等

住所地の市区町村役場へ、退職日の翌日から14日以内に世帯主が手続きをします。

労働者の疲労蓄積度 自己診断チェックリスト

労働安全衛生法では、医師の面接指導を受けさせる対象者の要件として「休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間が1か月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者」を挙げています。

この疲労の蓄積の状況を確認するために、厚生労働省は平成16年に「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」及び「家族による労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を公表していますが、最新の知見等を踏まえ令和5年4月に「食欲、睡眠、勤務間インターバル」に関する項目の追加等が行われました。

チェックリストは、「最近1か月の自覚症状」と「最近1か月の勤務の状況」に対して質問する形式であり、それらを総合判定して疲労蓄積度を評価するものです。

同時に公開された「活用ガイド」では、労働者・事業者・産業医等のそれぞれが過重労働による健康障害を防ぐために具体的に実施する事項や、生活習慣改善、50人未満の事業場の過重労働対策なども掲載されています。

チェックリストの活用場面としては、次のものが掲げられています。

- ① 過重労働になっている労働者本人が疲労や体調不良を感じた際に使用する。
- ② 事業者は事業場で定めた労働時間を超えた労働者の健康相談要否の判断に使用する。
- ③ 事業者は長時間労働が恒常化している部署に対して行い、「疲労蓄積度」等を集計し管理職等と結果を共有し、対応策を検討する。
- ④ 産業医は労働安全衛生法令に基づく面接指導の際の参考とする。
- ⑤ 産業医等は健康診断の事後措置の際にチェックし保健指導の際の参考とする。

DV被害者の 国民年金保険料免除

配偶者からの暴力（DV）により配偶者（DV加害者）と住居が異なる方は、配偶者の所得にかかわらず、本人の前年所得が一定以下であれば、国民年金保険料の全額または一部が免除になります（学生納付特例制度を利用できる学生を除きます。）

なお、本人のほか、世帯主（父母等の第三者）が、所得審査の対象となる場合があります。

申請書類は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることができ、添付する書類には次のものがあります。

- ・ 配偶者と住居が異なること等の申出書および住居地が確認できる書類
- ・ 初回の申請に限り、婦人相談所または配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（2回目以降の申請時には添付不要です。）
- ・ 基礎年金番号通知書等

老齢年金の相談等インターネット予約

日本年金機構では、老齢年金の請求に関する手続きをインターネットから予約することができます。

ネット予約のメリットとしては、次のようなものが挙げられます。

- ・ 毎日予約を受け付けているため休日や空いた時間に予約することができ、予約日の前日にお知らせ

メールが届く

- ・ インターネットからスムーズに予約やキャンセルすることができ、

予約サイトは「日本年金機構予約相談」で検索し、アクセスすることができ、

「老齢年金の相談等インターネット予約」の受付時間は、全日午前8時～午後11時30分です。